

再意見公募要領

1 再意見公募対象

先般の意見募集（令和 4 年 9 月 27 日（火）から同年 10 月 26 日（水））において提出された以下の省令改正案等に対する意見（第一種指定電気通信設備制度に係る部分に限る。）

- ・ 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正案（第 23 条の 2 及び第 23 条の 4 の改正規定に限る。）
- ・ 電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）の一部改正案（様式第 21 の改正規定に限る。）
- ・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号）の一部改正案
- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部改正案
- ・ 接続料規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 14 号）の一部改正案
- ・ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 1 号）の一部改正案
- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 9 号）の一部改正案
- ・ 電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づく指定に関する件（平成 13 年総務省告示第 242 号）を廃止する告示案
- ・ 電気通信事業法第 33 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき電気通信設備を指定する件（平成 13 年総務省告示第 243 号）の一部を改正する告示案
- ・ 附則

2 再意見公募の趣旨・目的・背景

総務省は、電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、第一種指定電気通信設備制度の見直し等を踏まえた規定の整備等を行うための「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第 208 回国会に提出し、可決成立の後、令和 4 年 6 月 17 日（金）に公布されたところ（令和 4 年法律第 70 号。以下「改正法」といいます。）。

また、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社において、現在電話サービスのために用いられている公衆交換電話網の設備（以下「PSTN」という。）が令和 7 年頃に維持限界を迎える中で、令和 3 年 1 月から順次、PSTN の IP 網への移行を進めているところ、令和 2 年 4 月より総務大臣から情報通信審議会に対し、「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」について諮問がなされ、令和 3 年 9 月に最終答申「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 ～ IP 網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～」が同審議会においてとりまとめられたところです。

本件は、改正法の施行及び以上の答申を踏まえ、所要の規定を整備するため、電気通信事業法施行規則）等の一部を改正するものです。（別紙 4：新旧対照表）

3 資料入手方法

提出された意見等については、総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov] (<https://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課（総務省10階）において閲覧に供するとともに配賦します。

4 再意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、再意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、再意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、再意見提出期限までに提出してください。

なお、提出再意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： setsuzoku@ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。

※再意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の電子政府の総合窓口[e-Gov]を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接再意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

別途、再意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5848

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 再意見提出期間

令和4年10月29日（土）～同年11月11日（金）まで（必着）

※郵送の場合は、同日付け必着。

6 留意事項

- ・再意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの再意見には、再意見募集対象（先般の意見募集において提出された意見）等の該当箇所を記載して下さい（再意見書の別紙様式参照）。
- ・提出された再意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された再意見とともに、再意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で再意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・再意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・再意見提出期間の終了後に提出された再意見や再意見募集対象である先般の意見募集

で提出された意見等以外についての再意見については、提出再意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

- ・ 提出された再意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された再意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された再意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出再意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

担 当：永井課長補佐、園部係長、井上官

電 話：03-5253-5844

F A X：03-5253-5848

電子メールアドレス：setsuzoku@ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。

「@」を「@」に置き換えてください。

再意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 宛て

郵便番号
(ふりがな)
住所(所在地)
(ふりがな)
氏名(法人又は団体名等)(注1)
電話番号
電子メールアドレス

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見